

私たちの消費生活は、さらなる便利さ、快適さを求めて変化しています。その一方で、さまざまな苦情やトラブル、環境問題も増加しています。

このため、いろいろな角度から消費生活を見つめる「消費生活展」を、産業まつりと同時開催します。正しい知識を持つ自立した消費者となるために、同様の情報を役立ててみませんか。

16④市役所1階で

みんなの消費生活展

産業まつりと同時開催

問 商工課(内511)



「JA海老名市本所」が11月4日・新装オープン

問 同所(内231・1771)。

①福祉医療証(有効期限が今年12月31日まで)の有効期限は1年になります。1月1日(祝)以降は使用できません。新医療証提出することが必要です。必ず期限内に、児童福祉課の窓口で手続きしてください。新医療証は、12月下旬に郵送します。

問 児童福祉課(内458)

「福祉医療証」をお持ちの方

現況届・11月中に提出を

「福祉医療証」の有効期限は1年になります。1月1日(祝)以降は使用できません。新医療証提出することが必要です。必ず期限内に、児童福祉課の窓口で手続きしてください。新医療証は、12月下旬に郵送します。

●手続き方法と必要書類

- ①福祉医療証(有効期限が今年12月31日までのもの)
- ②健康保険証
- ③児童扶養手当証書(児童扶養手当が支給されている方のみ)
- ④交付を受ける方とその扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成14年分の所得を証明する書類(今年1月1日現在市に住んでいた方は必要ありません)。

助成を受けるためには、次に扶養義務者に、一定の所得制限があります。制限の内容は、毎年変更されます。

○手続き方法と必要な書類

- ①健康保険証、②児童扶養手当証書(手元にないときは窓口で申し出を)、③児童扶養手当が支給されていない方の扶養義務者は窓口で申請し、「福祉医療証」の交付を受けることが必要です。
- △児童扶養手当が支給されている方の扶養手当証書(手元にないときは窓口で申し出を)、△児童扶養手当が支給されていない方の扶養手当証書(手元にないときは窓口で申し出を)。

○助成の対象となる家庭

ひとり親家庭へ医療費助成制度は、その家庭等の人、病院などで受診したときに、支払う健康保険の自己負担額(入院時食事の標準負担額は除く)を市で助成する制度です。

○助成期間

扶養される児童が満18歳になります。た日以後の最初の3月31日まで。ただし、扶養される児童が一定の障害を持つ場合には、20歳の誕生日の前日までを限度に、在学期間中助成します。

扶養義務者は、一定の所得制限があります。扶養手当証書(手元にないときは窓口で申請し、「福祉医療証」の交付を受けることが必要です)。

扶養手当が支給されていない方の扶養手当証書(手元にないときは窓口で申し出を)。

あなたの年金大丈夫ですか?

▼あなたの国民年金チェックしてみましょう!

学生なので保険料を納めるのが困難という方

学生納付特例申請

学生のみなさんには、保険料の納付が猶予される制度(学生納付特例制度)が設けられています。万が一、在学中にけがや病気で障害者になってしまっても、障害基礎年金が受けられることなくすためでもあります。未納のままにしないで、保険年金課で手続きをしてください。

経済的な理由から保険料を未納のままにしていませんか?

保険料の免除(全額・半額)制度があります。

保険料を未納にしておきますと、将来年金が受けられなくなる場合があります。所得制限がありますが、保険料の納付が困難な場合には、保険年金課にご相談ください。

20歳になったら、国民年金です。もう、手続きはおすすめですか?

国民年金の加入届

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入しなければなりません。(国民年金法第7条)手続きがすんでいない方は、すみやかに保険年金課で手続きを行なってください。なお、会社員や公務員の方は、厚生年金や共済組合に加入しているため、新たな手続きはいりません。※20歳前の事故や病気により障害が残った人は、20歳から年金が受けられる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

ひとり親家庭への医療費助成

ひとり親家庭への医療費助成制度は、その家庭等の人、病院などで受診したときに、支払う健康保険の自己負担額(入院時食事の標準負担額は除く)を市で助成する制度です。

扶養される児童が満18歳になります。た日以後の最初の3月31日まで。ただし、扶養される児童が一定の障害を持つ場合には、20歳の誕生日の前日までを限度に、在学期間中助成します。

扶養義務者は、一定の所得制限があります。扶養手当証書(手元にないときは窓口で申請し、「福祉医療証」の交付を受けることが必要です)。

扶養手当が支給されていない方の扶養手当証書(手元にないときは窓口で申し出を)。